議会第１号

塩尻市総合計画特別委員会の設置について

次により塩尻市総合計画特別委員会を設置する。

１　本議会に第六次塩尻市総合計画の策定に関する事項を調査及び審査するため、塩尻市総合計画特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会の委員の定数は、１８人とする。

３　委員会は議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、本件調査終了の議決をするまで継続して審査するものとする。

令和８年11月５日

提出者　　塩尻市議会運営委員会

委員長　平間　正治